

民族衣装・民芸品貸し出し要項

横浜市国際学生会館が所有する民族衣装、民芸品を有効に活用するため、有償で貸し出す。

1 貸し出しの条件

来館して受け渡し、返却が出来、かつ利用目的が教育や国際交流・国際理解を目的でおこなう事業・イベントに限ります。貸し出し希望者が学生の場合、必ず学校の許可を得て教職員の方を担当者として、連絡先をお知らせください。申請書受領後、確認のため当館より学校のご担当者へ直接ご連絡させていただく場合があります。ご不明の場合は事務局までお問い合わせください。ただし、飲食や調理を伴うものや喫煙スペースでの使用は対象外とする。

2 貸し出し期間

原則として、使用日の1週間前から3週間後まで。

3 借用料及びクリーニング

貸し出す際に1着につき500円の借用料を徴収し、着用後はクリーニングしてから返却のこと。着用せず室内で展示だけの場合クリーニングは不要。クリーニングの難しい衣装については、貸出す際に両者で確認する。

4 破損、紛失した場合

汚辱、破損については極力ないように貸し出す際に丁寧な取り扱いをお願いする。もしも汚辱、破損あるいは紛失した場合は必ず報告を受け故意でないことを確認の上対処する。

5 小物扱いについて

小物については、別途小物料金を設定する（¥200）。※「民族衣装小物値段」参照